

2023年4月28日

各 位

会社名 株式会社IDホールディングス
代表者名 代表取締役社長 船越 真樹
(コード：4709 東証プライム)
問合せ先 執行役員 コーポレート戦略部長 荒木 靖博
(TEL.03-3262-5177)

従業員向けインセンティブプラン（J-ESOP）の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社および当社のグループ子会社の従業員（以下、従業員）に対する現行の株式報酬制度「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、現行 J-ESOP 制度）について、従業員に給付する株式に退職までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（J-ESOP-RS※）」（以下、J-ESOP-RS 制度）へ改定することにつき決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、J-ESOP-RS 制度への改定日は、2023年6月1日を予定しています。

※現行の株式給付信託（J-ESOP：日本版 Employee Stock Ownership Plan）は、会社が拠出する金銭を原資に信託銀行が自社株式を取得し、従業員に対するインセンティブとして給付する仕組みです。

「J-ESOP-RS」とは、J-ESOPのうち譲渡制限付株式（Restricted Stock）を給付するスキームのことを指します。

記

1. 背景および目的

当社グループは、経営理念「IDentity」のもと、顧客のニーズにあった付加価値の高い情報サービスを提供し、情報化社会に貢献することを経営の基本方針に、「私たちは Waku-Waku する未来創りに参加します」というミッションの実現に向けて、企業活動を推進しています。

当社グループが属する情報サービス業界は、技術革新のスピードが速く、企業におけるビジネスニーズが目まぐるしく変化します。そうした環境のもと、「人」こそが企業の競争力の源泉であり、新たな技術の習得、高付加価値サービス提供の実現など、持続的な企業価値向上をもたらす重要な財産であると考えます。

そのような考えのもと、2012年に従業員向けのインセンティブプランの一環として現行 J-ESOP 制度を導入し、従業員の勤続年数や昇格に応じて当社株式を給付してきました。

今般、従業員のさらなる高次元での挑戦とその成果に報いる観点からさまざまなインセンティブプランを検討し、現行 J-ESOP 制度の一部改定を実施することとしました。今回の改定によって、従業員の在職時からの議決権行使ならびに配当金受領、給付対象者の拡大を実現し、従業員向けのインセンティブを強化します。こうした取組みを通じて、従業員の処遇と当社の株価や業績との連動性をより高めることで従業員エンゲージメントの強化を目指し、持続的な企業価値の向上につなげます。

2. J-ESOP-RS 制度の概要（下線は現行 J-ESOP 制度からのおもな改定箇所を示します）

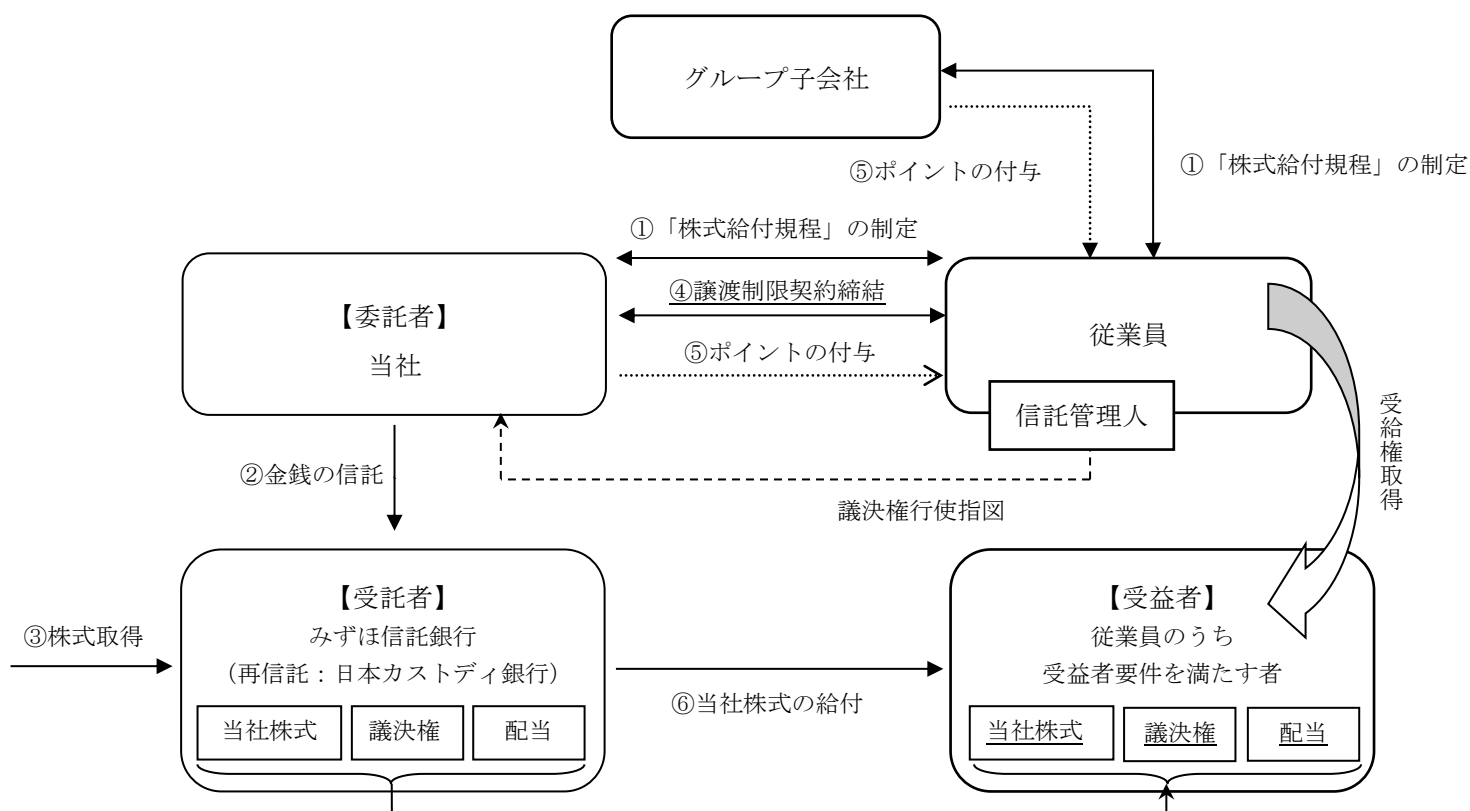
J-ESOP-RS 制度は、あらかじめ当社およびグループ子会社が定めた株式給付規程に基づき、従業員が

一定の条件を満たした場合に当該従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、J-ESOP-RS 制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託（以下、本信託）を通じ、従業員の勤続年数や昇格等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。なお、従業員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、従業員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で「3. 従業員に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要」に記載のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、従業員が在職中に給付を受けた当社株式については、当該従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

J-ESOP-RS 制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。



- ①当社およびグループ子会社は、J-ESOP-RS 制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ②当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④従業員は、当社との間で、在職中に給付を受けた当社株式について、当該従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限されることにくわえ、一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤当社およびグループ子会社は、株式給付規程に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑥本信託は、従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、受益者）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します（本信託内の株式に対する議決権については、信託管理人の指図に基づき議決権を行使し、配当については、本信託が受領します。受益者に給付された株式に対する議決権については、受益者個人が議決権を行使し、配当については、受益者個人が受領します）。

3. 従業員に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

従業員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、従業員は当社株式の給付に先立ち、当社との間で以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、本譲渡制限契約）を締結するものとします（従業員は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします）。ただし、株式給付時点において従業員がすでに退職している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

①譲渡制限の内容

従業員は、当社株式の給付を受けた日から当社または当社のグループ子会社（以下、当社グループ）を退職する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定、その他の処分を行うことができないこと

②当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③譲渡制限の解除

従業員が、当社グループを正当な理由により勤続期間 10 年以上で退職または死亡により退職した場合で、かつ、当社株式の給付を受けた日から退職日までの間、継続して当社グループの従業員であったことを条件として、当該時点において譲渡制限を解除すること

④組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象となる従業員が当社指定の証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容とします。

4. 本信託の概要

- (1) 名称 : 株式給付信託 (J-ESOP-RS)
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受益者 : 従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社の従業員から選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (7) 信託の目的 : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること
- (8) 本信託契約の締結日 : 2012 年 11 月 8 日
- (9) 金銭を信託した日 : 2012 年 11 月 8 日
- (10) 信託の期間 : 2012 年 11 月 8 日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、J-ESOP-RS 制度が継続する限り信託は継続します)

以 上